

事務連絡
令和3年2月4日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長等を受けた対応について（依頼）

今般、2月2日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言について、栃木県が解除された上で、引き続き10都府県に対しては、3月7日まで延長されること等が決定され、それを受け、「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別添1及び別添2のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、貴都道府県におかれましては、改めて、貴都道府県登録の旅行者等に対し、①緊急事態宣言・基本的対処方針等の周知、②在宅勤務（テレワーク）等の推進への協力依頼等を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、上記①及び②のうち、特に②につきましては、別添2の内閣官房事務連絡「テレワーク等の徹底について」にありますとおり、出勤者数の7割削減の更なる徹底について、所管団体・事業者に対し、一層の働きかけを行っていただきたい旨の依頼があったことを受け、改めてお願い申し上げる次第ですので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、別添のとおり、旅行業協会あてに事務連絡を発出しておりますので、ご案内いたします。

【添付資料】

（別添1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更について

（別添2）テレワーク等の徹底について

（以上、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）